

令和6年10月から

児童手当の制度が拡充されました

制度改正により、下記①、②の条件にあてはまる世帯(※1)は、お住まいの市町村において申請手続きが必要です。

詳しくは町ホームページをご覧くださいか、健康福祉課にお問い合わせください。

※対象と思われる世帯には9月上旬にお知らせを送付しています。お知らせを受けとっていても、該当と思われる児童を養育している方はお問い合わせください。

主な改正点

- ・支給対象年齢を高校生年代まで拡大
- ・保護者の所得制限を撤廃
- ・第3子以降は年齢に関係なく一律3万円給付
- ・子どもの人数は、大学生年代を含めて計算する

申請期限：令和6年10月31日(木)必着
申請窓口：城里町役場 1階健康福祉課(郵送可)
※児童手当の受給者が公務員以外の場合

単身赴任等により、城里町にお住まいで、他市町村に居住する児童の手当を申請される方は、健康福祉課にご連絡ください。

① 高校生年代のみを養育している



＜対象範囲＞
生年月日が平成18年4月2日から平成21年3月31日まで
児童1人につき
月額1万円(※)
が支給されます。
※3人目以降は3万円



② 大学生を含めて3人以上のきょうだいを養育している

22歳までの兄弟を含めて人数計算し、3人目以降の支給額が月額3万円になります。
※現在受給中の方も、大学生年代の子を算定に含める場合は申請が必要です。

＜対象範囲＞
生年月日が
平成14年
4月2日以降
※受給者が監
護・生計費
の負担をし
ている場合



＜例＞	大学生年代	高校生年代	中学生	小学生	世帯合計
旧制度	算定しない	第1子	第2子 1万円	第3子 1万5千円	2万5千円
新制度	第1子 0円	第2子 1万円	第3子 3万円	第4子 3万円	7万円

問合せ 健康福祉課 ☎029-353-7265(直通)